

令和6年第7回京田辺市教育委員会定例会議事日程

令和6年7月17日(水)

午前 10 時 開 会

学校給食センター2階研修室

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 報告第12号 令和6年度京田辺市一般会計補正予算(第1号)について
- 5 日程第3 議案第40号 京田辺市立幼稚園園則の一部改正について
- 6 日程第4 議案第41号 京田辺市立学校健康管理医設置要綱の制定について
- 7 日程第5 議案第42号 令和6年度京田辺市立学校健康管理医の委嘱について
- 8 日程第6 議案第43号 京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会委員の委嘱等について
- 9 閉会宣告

令和6年第7回教育委員会定例会出席者名簿

教育長	山岡弘高
委員（教育長職務代理者）	西村和巳
委員	藤原孝章
委員	上村真代
委員	伊東明子

■説明のために出席を求めた者

教育委員会事務局

教育部長	櫛田浩子
教育指導監 （こども・学校サポート室長 事務取扱兼務）	片山義弘
教育部副部長 （教育総務室長 事務取扱兼務）	古谷隆之
教育総務室担当課長	平岡孝章
こども・学校サポート室総括指導主事	勝又靖志
学校教育課長	田原暁
学校給食課長 （学校給食センター所長 事務取扱兼務）	西村明
社会教育課長 （中央公民館長 事務取扱兼務）	出島ケイ
社会教育課担当課長 （中央図書館長 事務取扱兼務）	七五三和広

■事務局書記職員

教育総務室総務係長	近藤隆充
教育総務室再任用主査	鈴木勝浩

■こども未来部（3名）

こども未来部長	釘本幸一
---------	------

こども未来部副部長

河 本 佐和子

(こども未来政策推進室長 事務取扱兼務)

(子育て支援課長 事務取扱兼務)

保育幼稚園課長

内 野 文 彦

令和6年第7回京田辺市教育委員会定例会

教育行政報告

R06/06/20 ~ R06/07/17

1. 教育行政報告

6月

20日 (木)	経営会議	403会議室
21日 (金)	田辺東幼稚園・河原保育所給食交流会	河原保育所
22日 (土)	部落解放同盟山城地区協議会定期総会	宇治市
23日 (日)	春季地域スポーツ大会 (大住)	大住中学校
	京田辺市民音楽祭	文化パーク城陽
25日 (火)	京田辺市立学校・警察連絡協議会総会	中部住民センター
26日 (水)	京田辺市観光協会定時総会	社会福祉センター
27日 (木)	京田辺市自治功労者表彰式	議場
	市議会本会議 (採決)	議場
28日 (金)	山城教育局指導主事計画訪問 (西村職務代理者・伊東委員)	草内小学校

7月

1日 (月)	山城教育局長ヒアリング	山城教育局
2日 (火)	市特別支援教育研究会総会	中央公民館
4日 (木)	生涯学習推進協議会	中央公民館
5日 (金)	山城教育局指導主事計画訪問 (西村職務代理者・藤原委員)	桃園小学校
6日 (土)	市青少年問題連絡協議会 子育て講演会	中央公民館
8日 (月)	経営会議	305会議室
9日 (火)	令和6年度綴喜地方教育委員会連合総会	井手やまぶき支援学校
11日 (木)	全国都市教育長協議会 第3回常任理事会	東京都
13日 (土)	京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ閉講式	同志社大学
16日 (火)	感謝状贈呈式 (学校給食センター施工業者)	特別応接室
17日 (水)	第7回 教育委員会定例会	学校給食センター
	学校給食試食	学校給食センター・培良中学校

2. 議会報告

議会報告

令和6年第7回京田辺市議会定例会

1. 令和6年6月14日 総務・文教福祉常任委員協議会 p. 1～8
2. 令和6年6月17日 文教福祉常任委員会 p. 9～19

総務・文教福祉常任委員協議会報告書

令和6年6月14日（金）開催分

部局等名（市民部、教育部）

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
青木委員	市立文化施設の減免基準の見直しについて パブリックコメントは本資料の内容で実施するの か。また、実施期間はどうか。	小野原市民 参画課長	本資料の内容で実施する。期間は7月7日から8月 6日までの1か月間を予定している。
青木委員	パブリックコメントの周知をしっかりとお願いし たい。また、利用者向け説明会を開催するというが、 案内は施設内への掲示のみとなるのか。登録団体への 影響は大きいため、登録団体ごとに関別に案内すべ き。	小野原市民 参画課長	パブリックコメント等の周知は広報7月号で掲載 し周知する予定である。また、市ホームページ内の各 施設のトップページにおいても掲載予定である。さら に、各施設にポスターを掲示する予定であり各登録団 体に個別に通知する予定はない。
青木委員	個別の案内は検討していただきたい。また、施設へ のポスター掲示については、早急に掲示していただき たい。登録団体の要件については、減免の目的に沿っ て各施設の状況に応じて登録要件を設けるとのこと であるが、現行の登録団体が除外されることはあるの か。	小野原市民 参画課長	例えば北部・中部住民センターの場合、各施設で開 催するまつりへの協力を登録要件としており、新しい 登録制度においても地域への貢献という意味でまつ りへの協力を登録要件とするよう考えている。よっ て、これまで登録されている団体については、基本的 にはそのまま登録できることになる。
青木委員	この資料では、新しい登録要件が必要と見えるた め、明確に登録要件を示す必要がある。	小野原市民 参画課長	登録要件については、今後市がどのようなことを考 えて登録要件を定めるかをパブリックコメントの資 料で説明するようにし、引き続き登録いただけるよう

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
青木委員	10割減免とする基準について、別紙によりまとめられているが、具体的にどのような団体を想定しているのか。例えば、「地縁団体」や「市の教育施策又は保育施策に密接に係る団体」とは、どのような団体か。	小野原市民 参画課長	誤解を生まないようにしていきたい。 「地縁団体」は区・自治会やまちづくり協議会が対象となる。 「市の教育施策又は保育施策に密接に係る団体」は、学校での校長会や教頭会、幼稚園での園長会などが対象となる。
青木委員	「市の教育施策又は保育施策に密接に係る団体」に子育てサークルは対象とならないのか。	出島社会教 育課長	子育てサークルについては、子育て支援センターと連携して取組を進められているため、子育て支援担当課において減免すべき団体かどうかを決めることになる。
青木委員	10割減免の団体に関して許可権限が担当課となるということか。	小野原市民 参画課長	10割減免する団体については、団体からの申請に基づき、団体の活動や目的を考慮した上で、団体の活動分野を所管する課が判断することになる。具体的な手続き方法については、今後内部で詰めていくことになる。
青木委員	同じような基準で10割減免が認められる団体と認められない団体が発生するなど恣意的な運用になる可能性があるため、別紙の基準を明確化する必要があると考える。減免の見直しによる使用料の増収はど	小野原市民 参画課長	使用料の増収については、3施設合計で最大で300万円程度となる。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
青木委員	れくらいを見ているのか。 3月に開催された利用団体へのヒアリングでは、各団体のリアルな声が出されている。今回の減免見直しにおいて、各団体の活動が低下し、施設の稼働率も下がるとの恐れがあり、効率的な財政と言えるのかと考える。	小野原市民 参画課長	3月に開催した団体ヒアリングでは、団体の負担が増え活動が低下するという声があったことは事実であり、今回の見直しで一定の影響が出る可能性はあると考える。しかし、その一方で住民センターでは老朽化対策と利便性の向上として、エレベーター、内装、空調の改修やWi-Fiの整備等実施してきており、今後も予約システムの導入など利便性の向上に取り組んでいきたい。
青木委員	利便性を上げていくために一定の投資は必要と考えているが、利用料が上がったことにより、その結果稼働率が下がることは疑問に思う。市は団体の活動が個人利益の追求にあたるという考え方を持っているのか。これまでの団体の活動が市の文化を形成する構成要素になっていると考える。市の減免制度が文化を育む投資として機能し、その役割を反映してきたと考えるがどうか。	向井市民部 長	市民参画推進の観点から市民の活動を支援していく立場であることから、別紙の(4)にあるとおり、市等の補助金の活用や市と連携・協働して、社会や地域の課題解決のために活動している団体を支援していきたいと考えている。例えば、子ども食堂などが実施できない活動を行っている団体などについては免除すべきではないかと考えている。また、免除すべき団体の例示については、施行日である来年4月までにお示ししていきたい。
榎本委員	減免の見直しを実施するにあたって、影響ある団体はどれくらいあるのか。	小野原市民 参画課長	令和5年度の概算であるが、北部で約100団体、中部で約80団体が減免適用を受けていた。ただし、使用頻度は団体によって、年1回や月1回など様々で

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
榎本委員	歳入歳出の状況について、4館合計で歳入が使用料として約470万円、歳出が約710万円とあるが、その差額は市の持ち出しとなるのか。	出島社会教育課長	ある。 中央公民館では約55団体が対象となっている。
		小野原市民参画課長	住民センターでは一般財源からの持ち出しとなる。
		出島社会教育課長	中央公民館も同様である。
榎本委員	減免によって得られなかった収入はどうか。	小野原市民参画課長	10割減免が5割減免になった場合、北部では約100万円、中部では150万円の増収を見込んでいる。
榎本委員		出島社会教育課長	中央公民館では50万円の増収を見込んでいる。
	これまで10割減免団体が施設予約をたくさん行ってきたが、減免見直しにより予約できなくなった一般の方の予約が可能となることで、使用料の増収をどのように見ているか。	小野原市民参画課長	今後の積算となるが、減免率を5割に下げることによって、利用団体の利用頻度が落ちるかどうかは想定できない。
		出島社会教育課長	利用頻度がどれだけ下がるか想定できないが、利用予約は誰でも同じ条件で3か月前からとなっている。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
榎本委員	減免されている団体の減免分は一般財源で補填されていることから、これまでの減免制度は公平性の観点から問題であったと考える。また、市が使用料収入に対して維持管理費用として大幅に負担している分が少しでも解消されることは市財政にとっても良い影響があるため、減免見直しを実施すべきであると考える。引き続き減免制度見直しを進めていただきたい。		ため、減免見直しによって一般の申込みが増えることにはならないと考える。 (答弁なし)
久保委員	これまでスポーツ団体は5割減免となっており、文化団体は10割減免となっていたが、5割の負担が増えることで団体の活動が減少するのではないかと考える。中央体育館の使用料の値上げが行われた際にも稼働率の心配はされていたが、現在の稼働率は90%を超えており、団体の活動は減少していない。よって、活動団体の活動趣旨や目的がぶれない限りは、活動の低下にはつながらないと考ええる。もともと文化施設の利用料は体育館と比較しても安価である。利用者にわかりやすく説明することで、受益者負担の公平性を理解していただく必要がある。	小野原市民 参画課長	中央体育館の稼働率については参考にしたい。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
久保委員	これまでからスポーツ施設と文化施設の不公平性については、市民からも声があるところである。今回の見直しについては、いろいろな意見があると思うが、公平性の観点から見直しを行うこととし、公平性を担保しながら、違ったアプローチの活動支援を検討していく必要があるのではないか。	向井市民部長	今年度から2年かけて第2次文化振興計画を策定するため、その中で文化活動団体の支援施策を模索していきたい。
増富委員	10割減免団体とする判断は所管課で行うということだが、所管課だけで判断できるのか。また、施設の登録要件が各施設の状況に応じて決めるということであるが、これまでも施設ごとに要件が違っているというところでトラブルになっていたと聞く。登録要件はこれまで同様に施設ごとに要件を定めるのか。	小野原市民参画課長	施行日までに所管課が公共性や公益性の高い活動及び団体を判断できるようにしたい。また、各施設の登録要件については、それぞれの施設の特徴に応じた登録要件を設ける予定である。具体的には北部・中部住民センターはまつりへの協力、南部まちづくりセンターでは、市民活動団体の支援という観点で、普段から子ども見守り等公共的公益的な活動を実施されているなどを登録要件としたい。
増富委員	南部まちづくりセンターで活動されているような団体は、他の施設でも活動されているので、同様に登録要件としていただきたい。また、10割減免とする団体の基準として社会や地域の課題解決のための事業を行う団体とは、それぞれの捉え方によって違っているとになり不公平が生じる。しっかりと審議して整理していただきたい。	向井市民部長	社会や地域の課題解決のための事業を行う団体については、庁内の会議でも議論されてきたところである。所管課で判断基準の差が出ないよう施行日である4月までには整理したい。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
吉高委員	過去の減免制度の経緯について説明してほしい。	小野原市民 参画課長	中央公民館は昭和49年、北部住民センターは平成元年、中部住民センターは平成14年にそれぞれ開所しており、中央公民館は確認できていないが、開所当時から減免制度は存在している。目的については、施設の利用促進や社会教育・文化の推進、公共的公益的活動の支援など様々な目的で減免制度が運用されてきたところである。
吉高委員	今回の減免制度見直しの前の見直しはいつか。	向井市民部 長	例規改正上における推測であるが、当初からの減免基準でそのまま現在に至っていると考ええる。
吉高委員	他市の場合、例えば5年後に見直しを行う事例もあるが、本市においては、次の見直しは考えていないのか。また、市民に対して使用料収入はどのような経費に充てられているのかを説明していくことも必要である。団体へのアンケート調査や団体ヒアリングの結果は公開されているのか。	小野原市民 参画課長	令和3年度に実施したアンケート調査は公表していないが、令和5年度に実施したヒアリングはホームページで公開しているところである。今後の見直しについては、現在のところ考えていないが、実施状況の検証は必要であると考えていることから、稼働率などしつかりと分析していきたい。
吉高委員	市が市民活動団体を支援していくという方針をしつかりと示していただければと考える。		(答弁なし)
河本委員	10割減免団体を所管課が判断することは、窓口で混乱することになる。市で減免団体をあらかじめ指定	小野原市民 参画課長	10割減免団体については、団体からの申請に基づき所管課が減免すべき団体を判断し決定するもので

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
	するのではなく、団体から減免申請してもらい、事業単位で減免するといった議論はなかったのか。		ある。事業ごとに減免していくことについては、年間の事業数を考慮すると事務手続きが複雑になり、また団体や所管課ともに負担が大きくなる。よって、基本的には団体ごとに認めていくことになる。
橋本委員	今回の減免見直しを行うことによって、利用数が減少するなどマイナス要因があるのか、または市民協働を推進していくことにつながるなどプラス要因があるのか、相関関係や因果関係などを分析していくべきである。また、減免率の見直しなど各論ではなく、本来、市がやるべきことを市民活動団体が代わりに実施した場合に支援していくなど、総論で市民協働を推進するための施策を検討していく必要がある。	向井市民部長	現状においても使用される段階で団体から減免申請をいただいているため、団体からの申請で判断できるのではないかと考える。 (答弁なし)

(文教福祉常任) 委員会審議状況報告書

令和6年6月17日(月)開催分

部局等名(教育部)

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
増富委員	【議案審査】令和6年度田辺小学校中学校舎棟長寿命化改修工事請負契約について 今回、失格した2者について最低制限価格を大きく下回っている理由はどのようなことが考えられるのか。今までにこのような差額が出たケースはあったのか。	建設部副部長	一般的に土木工事においては詳細な積算情報が公開されているが、建築工事では国交省の積算システムで積算しているものの、土木工事と比べて細かいところまで明確に決まっていないため、応札者の裁量が大きく影響する。それにより見積額にばらつきが生じ、今回のような結果となったと考えられる。
〃	今までにこのような差額が出たケースは。	〃	建築工事においては、予定価格は問題ないものの見積もりにばらつきが出る傾向がある。他の年度や他の案件でも、大きな差額が生じたことは少ないが、ある程度のばらつきがある。
〃	最低制限価格は問題なく設定されているのか。	〃	最低制限価格は、工事の品質確保や事業の継続を考慮し、適正な利益や社会保障を確保するために設けられている。その観点から見ても、今回の入札結果は適正なものと考えられる。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
吉高委員	工事概要では延床面積は 798.76 m ² ですが、長寿命化計画では 737 m ² になっている。これは渡り廊下や自転車置き場の改修による増加分と理解したら良いのか。	学校教育課長	737 m ² は学校の施設台帳上の延べ床面積である。ご指摘のとおり、渡り廊下等は含まれていない。
〃	工事期間中の安全対策は。	開発指導課長	工事車両は一定の時間を除き、敷地内に入らないようにする。また、作業者と生徒が接触事故を起こさないようにするために、警備員を 2 名配置する。
〃	改修工事ではこれからの新たな学びの環境を整えるという意味でアクティブラーニング等に対応した環境作りが考慮されているのか。	学校教育課長	黒板をプロジェクター等の活用に対応すべくホワイトボード化し、電子機器の活用を含め、北校舎と同様に教室の環境を改善する工夫を行っている。
〃	また、教員の意見も取り入れることも必要ではないかと思うので、今後検討いただきたい。		
長田副委員長	アスベスト対策や断熱について工事内容を説明されたい。	建設部副部長	アスベストの有無を確認しながら工事を行い、断熱性を向上させるためにペアガラスに変更するなどの対策を行っている。また、天井にも断熱材を敷くことで空調機器の効率性の向上を図る。さらに、新しいエアコンや LED 化も行う予定である。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
	【議案審査】京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例の制定について		
吉高委員	協議会の開催回数は何回を予定しているのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	設置条例では回数について特に定めていないが、必要に応じて適宜開催する予定である。
〃	部活動指導指針との関係や見直しについては考慮されているのか？	〃	部活動指導指針は京都府で定められており、それに基づいて京田辺市として運用できるようにしている。また、今後、協議していくものと考ええる。
久保委員	教育部として部活動の地域移行に向けてどのような見直しを持っているのか。	〃	令和 8 年度目指してまずは土日の学校部活動を地域移行することを目標にして進めたい。
〃	地域移行の目標として、令和 8 年度から土日に全ての部活動を移行するのか？	〃	現時点ではその目標を持ち、動いていきたい。
〃	協議会の役割や立ち位置については。	〃	まず、協議会は地域移行を進める役割を担い、また地域クラブ活動のあり方についても検討し、協議を行っていく。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
増富委員	協議会の運営規則案についての質問です。学識経験者や文化スポーツ関係者とはどのような人物を指しているのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	NP0 法人、文化協会や大学のスポーツ団体の役員を考えている。
"	保護者や子供たちの声を反映させるためにはどのような形で関わってもらえるのか。	"	PTA の代表など、子供を通して保護者の声を反映させる予定である。
"	協議会の委員任期は2年だが、2年後には協議会はなくなるのか。それとも今後あり方について継続して議論するために新たな委員が選出されるのか。	"	協議会の議論の中で決定されるものであるが、その時に適宜必要の方が委員に推薦されるものと考ええる。
"	部活動の移行によって文化部においても地域での活動が可能になると感じているが、その具体的な変化は。	"	一斉に全ての活動を移行するのではなく、段階的に進めていく予定。部活動のあり方に関しても、課題が多いため、地道に対応していきたい。
河田委員	中学校の教職員は、部活動を指導している先生方なのか、校長先生や教頭先生など中心の方なのか？	"	3 中学校で部活動のことを良く知っていただいている校長先生にお願いするとともに、運動部の代表の方と文化部の代表の方という構成を考えている。
"	その他教育委員会が必要と認める人物には具体的な考えがあるのか。	"	その他の方々については今後の協議の場で適宜ご意見をいただきたいと考えている。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
河田委員	地域クラブ活動のあり方についてどのような考え ているのか。	こども・学校サ ポート室総括 指導主事	地域クラブのあり方については、NPO のタイプの 団体やスポーツ協会の連携などを通じて、協議会 の中で検討し受け皿の調整も行いたいと考えてい る。また、協議会の推薦委員にも関連団体の方々を 入れることも検討している。
〃	教育委員会として、令和 8 年に全クラブで部活動 の地域移行を開始することについて、進めるスピード はどのように考えているのか。	〃	土日に行っているクラブ活動を全クラブでの開 始は難しいと認識しており、令和 6 年度に一つか 二つのクラブが進めることができると考えている が、具体的なスピードについては議論の中で決め ていきたいと考えている。
〃	確認するが、令和 8 年度から地域移行をするもの は、土日に現在活動しているクラブだけなのか。	〃	土日の部活動につきまして令和 8 年度中に推進 していくということで考えている。
〃		教育部副部長	取り組み自体はこの協議会設置後速やかに課題 を整理しながら、課題の整理がついたクラブから、 その土日の活動について進めていきたいと考えて おり、令和 8 年度中には全ての土日活動している 部活動について、土日の活動を地域に移行するよ う目指して進めていく。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
河田委員	平日のクラブ活動についてはどう考えているのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	土日の指導者と平日の指導者が違う指導者になった場合の連携について、課題の一つとして協議会の中で考えていきたい。
"	地域部活動への移行による部活動指導指針への影響は。	"	地域の実情はあるが、京都府等の見解を確認しながら市としてのあり方については進めていきたい。
長田副委員長	地域移行により大きく変わる点は。	"	例えば競技性の高いクラブ、体験的クラブなどの選択肢が広がることが考えられる。
"	地域移行によって学校外で活動が可能となり、他の学校の生徒たちとも一緒に部活動ができるという理解でよいのか。	"	地域クラブ活動のあり方はこれから協議されるが、選択肢の広がりが出てくることはあるかと考える。
長田副委員長	地域移行したら、部活動の時間帯や移動に負担が生じる可能性があるのか。	"	時間の調整や移動に関する課題について、協議会で議論することとなる。
"	教職員の負担軽減については。	"	教師が自分の意思でクラブ活動への関わり方を選択できるようにすることが考えられる。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
長田副委員長	学校の部活動から地域のクラブへ移行によって、保護者の負担は増える可能性や教育委員会から離れることについてはどう考えるのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	競技性や活動の違いによって保護者の負担は変動するため、今後の協議の中で、どのような形で負担が軽減できるか、また、教育委員会から離れることについて、子供たちに多様なスポーツ経験や文化体験を提供する受け皿として、競技性の高い活動に所属したい子供たちに対しては新たな受け皿を用意し、他の子供たちもさまざまな経験をするための受け皿を選択できるよう検討していきたい。
"	地域移行というのは地域の方々と様々な年代の人らが関わることで育成にも寄与すると考えるが、地域移行でいう地域の概念をどう定義されているのか。	"	地域の概念については、定義は難しいが、中学生が地域クラブ活動に入った場合に、その地域の中で例えばその中で活動する数年後数十年後、子たちが今度は指導者になる循環ができるとなると地域にメリットがあるのではないかと。
"	地域との関わりを担う方が委員に入ることについて検討されているのか。	"	必要に応じて適切な方を検討していく
"	こどもの意見を取り入れる場を設ける予定は。	"	こどもたちの意見は非常に重要であると考えており、どのように取り入れるかは協議会の中で検討していく。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
増富委員	中学校部活動指導指針があるが、これは、子供たちの健康や成長を考慮し作られたものと認識しているが、この指針が活用されることで、平日と休日の使い分けや子供たちの健康面を考慮した活動を行うことができると考えている。移行時にも中学校部活動指導指針を移行時にも改定する予定はあるのか。 基本的な部分は保持しながら、改定を行ってほしいという要望しておく。	こども・学校サポート室総括指導主事	必要に応じて改定は協議をすすめる中で行われものと考ええる。
〃			
【補正予算審査】			
増富委員	学校のこどもたちの利便性に変化はあるのか。	学校教育課長	スクールバスの運行時間には変更がないので、学校の子供たちの利便性には変化はない。
〃	参観などで保護者も利用できるのか。	〃	地域住民は利用できるが、参観時間と利用時間が合わないと思われる。
久保委員	実証実験のスケジュールはどのようなになっているのか。	計画交通課長	実証実験は令和 7 年の 1 月から 2 月までの約 1 か月間実施される予定である。実証実験の結果により、次年度以降の導入可否が検討されることになる。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
久保委員	結果はいつまでに検証されるのか。	計画交通課長	結果は、令和 8 年度に検証される予定であるが、具体的な検証期間や判断のタイミングはまだ決まっていない。
〃	実証実験の結果はどのようにに検証されるのか。	〃	実証実験の結果は公共交通活性化協議会に報告され、協議会の意見も聞きながら次のことを考えていきたい。
〃	検証期間や判断までの期間はまだ決まっていないということか。	〃	いつまでにということとはなかなか決められない状況であり、協議会の中で意見をききながら、できるだけ早急に決めていきたい。
〃	実証実験の期間が 1 月から 2 月ということは、外に出る機会が少ない時期である。その点を考慮して、議論が進められるのか。	〃	実証実験の期間が 1 月から 2 月というのは確かに外出機会が少ない時期であるが、今回は国費をいただくながら実施する事業であるので、時期をずらすことが難しい。結果によっては、再度時期を変えて実証実験を行う可能性もあると考える。
〃	実証実験に参加する方は少ない時期なので、乗客数が少ないかもしれない。それを踏まえて、どのくらいの人数が目標なのか。	〃	実証実験では 1 日当たり数名の方に乗っていたことが目標。実証実験期間中は無料で利用できるため、利便性を実感していただくために、できるだけ多くの方に利用していただきたい。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
久保委員	今回の実証実験の目的地は普賢寺小学校であり、そこから駅に向かう民間バスに乗り換えるのか。	計画交通課長	そのとおりである。
吉高委員	スクールバスの運行時間やルートと、現在の路線バスの運行状況については。	学校教育課長	スクールバスの運行時間は一、二学期と雪が降る三学期では時間変更されており、実証実験を行う学期を例とすると、登校は2便で、7時40分に高船を出発し、8時20分に普賢寺小へ到着。もう一つは、幼稚園で8時半に打田を出発し9時に普賢寺幼稚園へ到着。下校は3便運行しており。第1便は幼稚園で11時45分に幼稚園を出発。小学校は第2便で、14時55分に小学校から出発し、15時25分に天王に到着。最後の便は小学校・幼稚園両方で15時50分に出て、16時20分に打田に到着する。
		計画交通課長	今回の実証実験でどのように機会が増えるかということについては、現在、高船から三山木駅に行く路線バスは朝夕に2便。逆に三山木駅から高船へ朝夕2便ということで、合計4便だけの路線バスになっている。スクールバスのダイヤと調整をし、高船から三山木駅へ5便、三山木駅から高船行く便が6便の数の機会を設けたいというふうに考えている。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
吉高委員	地域の方に対してどのように情報を伝えるのか。	計画交通課長	現時点では詳細な情報は決まっていないが、コンサルタントに委託しながらダイヤの調整を行い、地元の方々に病院や買い物に行けるなどの案を具体的に作成し、広報をしていきたいと考えている。地元の役員にも説明を行っており、概ね理解をいただき、期待をされている。
〃	実証実験後は有料となるのか？	〃	実証実験期間中は無料で運行するが、もし本格導入となれば、有料となる可能性がある
〃	スクールバスの仕様について教えてください。	学校教育課長	現在運行しているスクールバスとほぼ同様の仕様で、山間部であることを考慮し29人乗りのバスを購入する予定である。

報告第12号

令和6年度京田辺市一般会計補正予算（第1号）について

令和6年度京田辺市一般会計補正予算（第1号）について報告する。

令和6年7月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（報告理由）

本件は、令和6年度京田辺市一般会計補正予算（第1号）の教育に関する事務に係る部分について、別紙のとおり議決されたので教育委員会に報告するものである。

1 令和6年度一般会計補正予算第1号 教育関係予算

(単位：千円、%)

	補正後 (A)	補正前 (B)	補正要求額 (A)-(B)	増減率 %	備考
教 育 費	4,426,375	4,415,375	11,000	0.2	
教 育 総 務 費	715,701	704,701	11,000	1.6	
教育委員会費	3,652	3,652	-	0.0	
事務局費	411,399	400,399	11,000	2.7	
情報教育推進費	195,650	195,650	-	0.0	
教育施設管理費	105,000	105,000	-	0.0	
小 学 校 費	1,584,840	1,584,840	-	0.0	
学校管理費	862,993	862,993	-	0.0	
教育振興費	124,621	124,621	-	0.0	
学校建設費	597,226	597,226	-	0.0	
中 学 校 費	617,139	617,139	-	0.0	
学校管理費	541,239	541,239	-	0.0	
教育振興費	75,900	75,900	-	0.0	

幼 稚 園 費	922,754	922,754	-	0.0	
幼 稚 園 管 理 費	548,957	548,957	-	0.0	
教 育 振 興 費	373,797	373,797	-	0.0	
社 会 教 育 費	585,941	585,941	-	0.0	
社 会 教 育 総 務 費	375,381	375,381	-	0.0	
公 民 館 費	27,466	27,466	-	0.0	
図 書 館 費	98,000	98,000	-	0.0	
留 守 家 庭 児 童 業 会 費	85,094	85,094	-	0.0	

2 令和6年度一般会計補正予算第1号 内訳

No	項	目	事業名	予算額 千円	内容	所属
1	教育総務費	事務局費	共創・Maas実証プロジェクト（共創モデル実証運行事業）に係るスクールバス購入事業	11,000	普賢寺小学校・幼稚園の児童、園児の送迎用として運行されているスクールバスへ地域住民の乗車を可能とする実証実験を行うために新規にスクールバスを購入するもの。	学校教育課

議案第40号

京田辺市立幼稚園園則の一部改正について

京田辺市立幼稚園園則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和6年7月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(提案理由)

本件は、令和7年度から市立幼稚園における給食の実施に伴い、水曜日の午前保育を通常保育に変更するため、所要の改正を行うものである。

京田辺市立幼稚園園則の一部改正について

1 趣旨

本件は、令和7年度から市立幼稚園における給食の実施に伴い、水曜日の午前保育を通常保育に変更するため、所要の改正を行うもの

2 改正概要

水曜日の午前保育を通常保育に変更（第6条関係）

3 施行日

令和7年4月1日

京田辺市教育委員会規則第 号

京田辺市立幼稚園園則の一部を改正する規則（案）

京田辺市立幼稚園園則（平成 27 年京田辺市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「次のとおり」を「午前 8 時 45 分から午後 2 時まで」に改め、同条各号を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

京田辺市立幼稚園園則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
(保育時間) 第6条 幼稚園の保育時間は、午前8時45分から午後2時までとする。ただし、園児の心身の発達の程度その他園長が特別の事情があるとき、変更することができる。	(保育時間) 第6条 幼稚園の保育時間は、次のとおりとする。ただし、園児の心身の発達の程度その他園長が特別の事情があるときは、変更することができる。 (1) 水曜日 午前8時45分から午前11時45分まで (2) 月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日 午前8時45分から午後2時まで	全日、通常保育に変更

議案第41号

京田辺市立学校健康管理医設置要綱の制定について

京田辺市立学校健康管理医設置要綱を別紙のとおり定める。

令和6年7月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市立学校教職員の健康管理体制の強化を図るため、長時間労働者や高ストレス者に対し面接指導を行う健康管理医を設置するに当たって、必要な事項を定めるため提案するものである。

京田辺市立学校健康管理医設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、京田辺市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に勤務する教職員の健康管理体制の強化を図るため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第13条の2第1項に規定する医師（以下「健康管理医」という。）を学校に設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 健康管理医は、産業医を設置している学校以外の学校に置く。

2 健康管理医は、各学校の学校医のうちから、本人の同意を得て、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第3条 健康管理医の任期は、1年とする。ただし、補欠の健康管理医の任期は、前任者の残任期間とする。

（職務内容）

第4条 健康管理医は、校長からの要請に基づき、医学に関し専門知識を必要とする次に掲げる職務を行う。

（1） 法第66条の8第1項に規定する医師による面接指導

（2） 法第66条の10第3項に規定する医師による面接指導

2 健康管理医は前項各号に規定するもののほか、教職員の健康管理に関し、勤務する学校の校長、法第12条の2に規定する衛生推進者及び教職員に対して、指導し、又は助言することができる。

（記録）

第5条 健康管理医は、職務を行ったときは、その結果を教育委員会が指定する教職員の健康管理に関する記録表に記録し、校長に提出するものとする。

2 校長は、記録表を5年間保存するものとする。

（秘密の保持）

第6条 健康管理医は、その職務の遂行に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、健康管理医の設置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年8月1日から施行する。

(特例措置)

2 令和6年度に限り、第3条の規定の適用については、同条中「1年」とあるのは「令和6年8月1日から令和7年3月31日まで」とする。

議案第42号

京田辺市立学校健康管理医の委嘱について

京田辺市立学校健康管理医設置要綱第2条の規定により、別紙に掲げる者を京田辺市立学校健康管理医に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和6年7月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市立学校健康管理医について別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和6年8月1日から令和7年3月31日まで。

別紙

委嘱する者

区分	氏名	担当学校名
健康管理医	澤井 公和	大住小学校
健康管理医	飴野 弘之	田辺小学校
健康管理医	岡本 祐之	普賢寺小学校
健康管理医	中所 英樹	田辺東小学校
健康管理医	伊原 隆史	松井ヶ丘小学校
健康管理医	濱口 賢子	松井ヶ丘小学校
健康管理医	新田 昌稔	薪小学校
健康管理医	八木 公美代	桃園小学校
健康管理医	寺島 隆平	大住中学校
健康管理医	石丸 寿美子	培良中学校

参考資料

令和6年度 健康管理医名簿

担当学校名	氏 名	住 所	医療機関名	新任・ 再任
大住小学校	澤井 公和	京田辺市花住坂三丁目2-4	医療法人社団沢井内科医院	新任
田辺小学校	飴野 弘之	京田辺市河原神谷8-12	医療法人社団翔裕会 あめの医院	新任
普賢寺小学校	岡本 祐之	京田辺市大住大欠7-1	医療法人おかもと医院	新任
田辺東小学校	中所 英樹	京田辺市山手西二丁目2-10	ちゅうしょクリニック	新任
松井ヶ丘小学校	伊原 隆史	京田辺市松井ヶ丘四丁目3-16	医療法人新生会 伊原内科医院	新任
松井ヶ丘小学校	濱口 賢子	京田辺市松井ヶ丘三丁目1-9	浜口キッズクリニック	新任
薪小学校	新田 昌稔	京田辺市山手東一丁目6-2	医療法人新田クリニック	新任
桃園小学校	八木 公美代	京田辺市大住ヶ丘三丁目17-3	医療法人八木医院	新任
大住中学校	寺島 隆平	京田辺市河原御影30-40	医療法人翔隆会 寺島クリニック	新任
培良中学校	石丸 寿美子	京田辺市興戸南落延23	医療法人社団石鎚会 石丸医院	新任

議案第43号

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会委員の委嘱等について

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例（令和6年京田辺市条例第17号）第3条の規定により、別紙の者を京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会委員に委嘱、又は任命したいので、教育委員会の議決を求める。

令和6年7月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会の委員として別紙の者を委嘱、又は任命したいので、提案するものである。

任期は、令和6年8月7日から令和8年8月6日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学識経験を有する者	竹 田 正 樹	同志社大学教授
文化・スポーツ関係団体の役員	山 際 雅 詩	一般社団法人京田辺市文化協会理事長
文化・スポーツ関係団体の役員	岡 嶋 一 晃	NPO 法人京田辺市スポーツ協会理事長
京田辺市立中学校に通学する生徒の保護者	今 村 京 子	京田辺市PTA連絡協議会委員

任命する者

京田辺市立中学校の教職員	森 本 克 美	京田辺市立大住中学校長
京田辺市立中学校の教職員	松 下 まどか	京田辺市立培良中学校教諭
京田辺市立中学校の教職員	横 井 秀 平	京田辺市立田辺中学校教諭
文化・スポーツ振興担当課長	坂 本 健 二	京田辺市市民部文化・スポーツ振興課長

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例

(設置)

第1条 学校と地域との連携・協働による学校部活動の地域移行に向けた取組及び地域クラブ活動の在り方について検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 学校部活動の地域移行の推進に関すること。
- (2) 地域クラブ活動の在り方に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 教育委員会は、欠員が生じた場合は、新たな委員を委嘱し、又は任命することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が委嘱され、又は任命されるまでの間はその職務を行うことができる。

- 2 前条第3項の規定により新たに委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例（令和6年京田辺市条例第17号）第9条の規定に基づき、京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、京田辺市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化・スポーツ関係団体の役員
- (3) 京田辺市立中学校の教職員
- (4) 京田辺市立中学校に通学する生徒の保護者
- (5) 文化・スポーツ振興担当課長
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(会議の公開)

第3条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長の発議により、出席委員の半数以上の多数で議決した場合は、非公開とすることができる。

(会議録の作成)

第4条 会長は、会議ごとに次に掲げる事項について会議録を作成するものとする。

- (1) 開会の日時及び出席者の氏名
- (2) 議題及び審議の経過概要
- (3) その他会長が必要と認めた事項

2 会議録を公開することについては、前条の規定に準じる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会

長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。